

第6回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和3年6月15日(火)

場所 市役所3階 301会議室

議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 1件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 1件)
- 議案第4号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について (申請件数 2件)
- 議案第5号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について (申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 6件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のために出席
した者(事務局)

事務局次長 本木 豊
事務局書記 川島 一利

午後3時50分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第6回農業委員会総会を開催いたします。本日

の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、6番奥住雄一委員、12番加園好久委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について1件の申請がございました。

譲受人、譲渡人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑です。権利の種類は所有権の移転でございます。

今回の農地の譲受人は社会福祉法人でございます。当該法人は、保育園を運営している法人で、当該許可申請のあった農地につきましては、当該社会福祉法人の代表者の親族が共有している農地でございます。当該保育園では、これまでも食育に関する事業の一環として、園児に当該農地で野菜等の種まきや収穫などを行わせており、当該農地の所有者が収穫までの管理を行い、園児に種まきや収穫の指導をしております。

食育に関する事業内容につきましては、お手元に配布した資料のとおりでございます。

このたび、農地所有者が高齢により野菜等の栽培や園児への指導が困難となったため、当該保育園の事業継続の意向もあり、当該農地の取得に至ったもので事前に事務局に相談があったものでございます。

当該農地につきましては多摩開墾内にある農地で、原則として農地転用ができない農地となっており、農地法第3条の許可によらなければ所有権の移転はできません。一般的には農地を取得できるのは50a以上の農業経営を行っている者又は農

地所有適格法人に限られておりますが、農地法第3条第2項ただし書きの規定により、社会福祉法人が当該法人の事業において必要な業務の運営の目的で当該農地を使用する場合は、許可できることとなっております。

このことにより、当該社会福祉法人が運営する保育園の事業として、今後も農地として管理されることに鑑み、事務局としては、今回の許可申請については、許可しても問題はないものと考えております。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

本日午後2時00分より土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ナス、ジャガイモ、サツマイモ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、許可してよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は許可をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、許可することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成11年9月18日に相続し、前回調査は、平成30年6月15日になります。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から③の農地は、ジャガイモ、キュウリ、ネギ、サトイモ等が、④の農地は、お茶が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、森谷委員。

2 番
(森谷 常夫君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第 2 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第 3 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1 件申請がございました。

申請番号 1 番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和 3 年 1 月 22 日、申請人の母の死亡により、生産緑地法第 10 条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議してお

	<p>ります。その結果を奥住部会長に報告していただきます。 それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>6 番 (奥住 雄一君)</p>	<p>先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。 議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。 申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ジャガイモが栽培されており、一部作付け準備中でした。 現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。 以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、1番の申請地につきましては、私が現地を確認しております。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、証明書の発行をすることといたします。 次に、議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、2件あります。 事務局より説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 (本木 豊君)</p>	<p>それでは御説明いたします。 議案第4号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について、2件申請がございました。 本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき作成される農用地利用集積計画に基づき、利用権の設定を</p>

行うものでございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和3年7月1日から令和8年3月31日までの4年9か月間となります。

なお、利用権の設定を受ける者については、埼玉県の認定農業者でございます。

申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和3年7月1日から令和8年3月31日までの4年9か月間となります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

なお、申請番号2番の審議につきましては、荒幡委員に関する事項になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、荒幡委員におかれましては、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは奥住部会長、よろしくお願いたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①から③の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

	以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思えます。
議 長 (石川 裕一君)	報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、奥住委員。
6 番 (奥住 雄一君)	1番の申請地につきまして、現地を確認しております。
議 長 (石川 裕一君)	はい、内野委員。
9 番 (内野 一彦君)	2番の申請地につきまして、現地を確認しております。問題ないと思えます。よろしくお願いします。
議 長 (石川 裕一君)	他にございませんか。 はい、高橋委員。
7 番 (高橋 文雄君)	1番の方は、東村山市にお住いのようですが、埼玉県 の認定農業者なのですか。
議 長 (石川 裕一君)	はい、事務局。
事 務 局 (本木 豊君) 委 員	この方は東村山市に居住しておりますが、東村山市で農地 を取得できなかったため、埼玉県にある農地を借りており、 そのため埼玉県の認定農業者になっております。
議 長 (石川 裕一君)	他にございませんか。
委 員	なし。
議 長 (石川 裕一君)	御意見等ないようですので、議案第4号「農地利用集積 計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思 います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第5号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が1件ございました。

御案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでございます。

申請番号1番、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑でございます。

農地中間管理権の設定の期間につきましては、令和3年7月1日から令和9年3月31日までの6年間でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第5号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ジャガイモが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでし

	た。
	以上のことから、議案第5号につきましては、承認してよろしいかと思えます。
議 長 (石川 裕一君)	報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、1番の申請地につきまして、私が現地を確認しております。
委 員	なし。
議 長 (石川 裕一君)	御意見等ないようですので、議案第5号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長 (石川 裕一君)	ありがとうございました。それでは議案第5号につきましては、承認することといたします。 次に、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、6件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (本木 豊君)	それでは、御説明いたします。 報告第1号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、6件ございます。 本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番と3番が駐車場、申請番号2番、申請番号4番から6番が一般住宅でございます。 以上でございます。
議 長 (石川 裕一君)	ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。 はい、高橋委員。

7 番
(高橋 文雄君)

1 番の届出地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(石川 裕一君)

はい、波多野委員。

1 番
(波多野雅之君)

2 番の届出地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(石川 裕一君)

3 番の届出地につきましては、私が現地を確認しております。

はい、比留間委員。

5 番
(比留間 望君)

4 番の届出地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(石川 裕一君)

はい、森谷委員。

2 番
(森谷 常夫君)

5 番の届出地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(石川 裕一君)

はい、奥住委員。

6 番
(奥住 雄一君)

6 番の届出地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これもちまして第6回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時15分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和3年6月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩